

沼津市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、令和4年度定期監査（学校監査）結果報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年1月6日

沼津市監査委員 大川 正博  
同 間野 吉幸  
同 片岡 章一

説明聴取実施校

第五小学校、開北小学校、金岡小学校、沢田小学校  
第五中学校、金岡中学校、原中学校

沼 監 第 7 2 号  
令和 5 年 1 月 6 日

沼津市長 頼 重 秀 一 様

沼津市監査委員 大 川 正 博  
同 間 野 吉 幸  
同 片 岡 章 一

定期監査（学校監査）の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき「令和 4 年度定期監査（学校監査）」を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、次のとおり提出します。

1 監査の期間

令和 4 年 9 月 21 日から令和 4 年 12 月 23 日まで

2 監査の対象

市立全小学校、中学校、幼稚園及び市立高校中等部

特に、以下の学校については関係職員から説明を聴取し、一部現地調査を行った。

小 学 校	第五、開北、金岡、沢田
中 学 校	第五、金岡、原

3 監査の範囲

令和 3 年度における財務に関する事務事業の執行、施設の管理状況等  
ただし、一部に令和 4 年度を含む。

#### 4 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、各学校において提出された監査資料などに基づき説明聴取を実施するとともに、抽出により関係書類、諸帳簿等の調査を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症対策により、監査委員による現地調査は縮小し、小学校1校、中学校1校について、施設が適切に管理されているか等の確認のための現地調査を行い、必要に応じ関係職員から説明を聴取した。

#### 5 監査の結果

予算の執行及び会計事務処理と施設等の管理状況については、おおむね適正に行われているものと認められた。なお、軽微な注意・要望等は監査の過程において、その都度行った。

概要は、次のとおりである。

(注) 数値は、次のとおり表示又は算出しているため、合計、差額等が一致しない場合がある。

- 1 文中の金額は、原則として千円未満を四捨五入し、千円単位で表示した。
- 2 文中の執行率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。また、執行率が99.95%以上100%未満の場合99.9%としてある。

(1) 予算の執行状況

ア 令和3年度配当予算の執行状況

(単位：千円・%)

区 分	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
小学校（23校）	48,272	44,847	3,425	92.9
中学校（17校）	33,736	32,411	1,325	96.1
幼稚園（2園）	5,126	4,800	326	93.6
市立高校中等部	6,637	6,306	331	95.0

イ 令和3年度配当予算の執行状況（説明聴取実施校）

(単位：千円・%)

学 校 名	予算現額	支出済額	予算残額	執行率
第五小学校	2,546	2,374	172	93.2
開北小学校	2,003	1,950	53	97.4
金岡小学校	3,354	3,257	97	97.1
沢田小学校	2,178	1,884	294	86.5
第五中学校	2,764	2,736	28	99.0
金岡中学校	3,077	2,915	162	94.7
原中学校	2,675	2,330	345	87.1

(2) 財産管理の状況

ア 学校施設の整備及び管理状況

学校施設については営繕・改修事業は計画的に実施されており、戸田中学校旧校舎解体工事、戸田中学校旧校舎既設給水・消火配管切り回し工事他が完了した。

また、屋内運動場の照明器具のLED化を進めるため、第一小・静浦小中一貫学校屋内運動場照明器具LED化改修工事等を実施するなど、児童生徒の安全で快適な学校生活の確保に引き続き努めている。

イ 備品等の物品管理状況

備品は、備品登録による管理と年2回の現物との照合が実施されるなど、おおむね適正な管理が行われているものと認められた。

理科薬品は、薬品庫の鍵や、薬品の定期点検表及び管理簿の保管等について、おおむね適正な管理が行われていた。

#### ウ 通帳、郵券その他の管理状況

印鑑、郵券（切手・はがき）、タクシー券は金庫に保管され、郵券及びタクシー券は使用簿による管理が行われていた。切手は、種類により年度末の残数が多い学校も一部あったが、現物との突合確認も随時実施されるなど、おおむね適正に管理されていた。

また、交付金受入等の通帳の管理体制については、おおむね適正に管理されていたが、現在使用されていない通帳を保有している学校も見受けられたため、通帳の要否について検討をされたい。

### (3) 教育活動及び学校生活

#### ア 「チーム学校」実現事業交付金

地域性や学校の独自性を生かした特色ある教育活動を通して、小中学校の中期計画を達成するために、各学校において地域交流の推進と外部人材の活用を図る事業である。コロナ禍の影響により例年に比べ各校とも事業の縮小が見受けられたが、交付金は各学校が計画した事業の目的に沿って支出されており、それぞれ特色ある教育活動が実施されていた。

#### イ 学校生活への支援及び相談事業

発達に課題を抱える子や、近年増加している外国籍の児童生徒等への対応に苦慮している学校があったが、児童生徒支援員や外国人児童生徒支援員等が児童生徒に寄り添い、困難感を除くように支援しているとのことである。

また、様々な要因で不登校になる児童生徒に対し、教職員、児童生徒支援員、スクールカウンセラー等が連携し、本人及び保護者の心に寄り添った対応に努めている。

#### ウ 理科教育設備整備費等補助金

国庫補助金の交付要綱に基づき適正に処理されていた。小中学校各6校において、実験用具・模型・顕微鏡等を整備し、理科教育の振興に効果を得ている。

#### (4) 防災対策及び交通安全対策

##### ア 防災施設等の状況

防災（消防）施設の状況について、複数の学校で防火シャッターや消火器等の設置数及び現認数が前年度資料と比べ変動があった。理由を質したところ、いずれも前年度の数が誤っていたとのことであったが、防災施設等は、非常時のために日頃からしっかり把握しておく必要があるため、注意されたい。

また、点検時に指示を受けた消防用設備の不備について、本年度までに改善できていない学校があった。施工方法の検討に時間を要したことが理由であったが、更なる安全確保のため、速やかな改善に努められたい。

##### イ 交通安全対策

交通量の多い道路がある、学校周辺に民家が少なく人通りの少ない箇所があるなど各学校とも通学時の対応に苦慮していたが、各学校において児童生徒に対する交通安全教育を実施するとともに、地域の方々やPTA等の見守り活動により、通学路の安全確保に努めている。今後も児童生徒の交通安全対策に努められたい。

#### (5) 還元金の取扱い

学校生活協同組合の利用分量により割戻される還元金は、児童生徒の保護者に帰属するものであるが、公立学校が預かる金銭であるため公金に準じた扱いが求められるものである。

説明聴取を実施した学校では、令和3年度に定められた「沼津市立小中学校購買割戻金（還元金）活用ガイドライン」に従い、おおむね適正に管理されていた。

##### 【注意事項】

##### ア 還元金の活用について

一部の学校で、還元金を収入した年度内に使い切っていないものが見受けられた。還元金の執行については、適正な管理となるよう徹底されたい。

#### (6) 学校給食費の公会計化に伴う効果

学校給食の実施主体は、学校の設置者であると規定されており、給食実施に必要な施設、設備、運営に関する経費は設置者の負担、それ以外の経費（食材料費）は給食費として保護者の負担とされている。

学校給食費の公会計化により、各学校とも教職員及び事務職員の業務負担が軽減され、また、学校での現金取扱いがなくなったことで、学校内の安心安全が保

たれているという学校もあり、学校現場での効果は大きいと認識できる。学校給食費の督促業務等を取り扱わなくなったことにより、教職員が児童生徒に向き合う時間を確保し、更なる学校教育の質の向上に繋がることを期待するものである。